

第2回行政評価検証専門部会会議録

日 時	平成25年 8 月23日（金）午後 1 時30分～ 5 時00分
場 所	北上市生涯学習センター会議室
出席者	【委員】佐藤徹副委員長（部会長）、高樋さち子委員、和田明子委員（岩淵公二委員、西出順郎委員は欠席） 【事務局】企画部長、政策企画課阿部課長補佐、行政経営係小原主任、財政課高橋課長補佐 【担当部等】担当政策統括監（生活環境部長）、消防防災課長補佐、担当政策統括監（都市整備部長）、道路環境課長
傍聴者	2名

平成25年度の外部評価シートについて、あらかじめ各委員に提示していた案を事務局が説明した。施策評価、重要課題評価とも事務局案で了承された。

「総合的な防災対策の推進」「道路環境の整備」について各担当部から追加資料の説明を行った。

各案件について質疑し、「総合的な防災対策の推進」「道路環境の整備」について外部評価シートにより各委員がそれぞれ評価を記載することとした。

1 日程説明及び平成25年度外部評価シートについて

【事務局説明】

（事務局）本日の日程について。前回の専門部会で評価案件1件あたりの割当時間を長く設定することになったので、本日は評価案件を2件に絞り、1件あたりの時間を長くした。「総合的な防災対策の推進」「道路環境の整備」の順に進めて追加資料等の説明と質疑を行う。この2件についての質疑は今回で概ね終了し、各委員には外部評価シートに評価を記載頂くことになるので十分なご議論を頂きたい。

本日ご議論頂いた件については、第4回と第5回で取りまとめを行う。

平成25年度外部評価シートについて。評価のランクをA～Dの4段階評価とすることについては第1回専門部会でご了承を頂いた。BとCについて、Bは「概ね適切」、Cは「一部不適切」としたところ、判りにくいという御指摘を頂き、事務局で再検討した。訂正案はBは「概ね適切／一部見直しが必要」、Cは「一層の努力が必要／かなりの見直しが必要」とした。各委員に案を示し、指摘事項等がある場合の回答期限を8月19日（月）としていたが、意見等は頂いていない。

（部会長）基本的なフォーマットは大きく変更していない。4段階評価のそれぞれの表現について修正したもの。今年度はこの評価シートということで確定

してよろしいか。
(委員) どうぞ。
(部会長) 施策評価と重要課題について、今年度はこの2種類の外部評価シートによって評価を進めることとする。

2 平成25年度評価について

(1) 施策②「総合的な防災対策の推進」

【担当部説明】

(担当政策統括監) 「総合的な防災対策の推進」について提出を求められていた追加資料等について説明する。

(担当課) 前回の専門部会の質問事項6点について回答する。

はじめに、施策のロジックモデル(2_201)について御説明する。

「総合的な防災対策の推進」という施策は5つの「方向」に分かれ、それぞれに事業がぶら下がっている。「自主防災組織の育成強化」という「方向」には、構成事業として「自主防災組織支援事業、婦人消防協力隊連絡協議会運営費補助金」がぶら下がっている。以下、「避難場所や災害危険区域等の情報提供」「災害時要援護者の支援」「災害情報収集連絡体制の整備」「危機管理体制の強化」という「方向」について、それぞれ構成事業が設けられている。

「事業」は「直接の結果(短期成果)」に繋がっている。

「自主防災組織支援事業、婦人消防協力隊連絡協議会運営費補助金」から「災害時要援護者避難支援登録事業」までの4つの「事業」は、「日ごろから災害に対する備えや災害発生時に自発的な災害活動が行えるようになっていく」を「直接の結果」と設定している。

「防災行政無線等整備事業」は「情報収集連絡体制が整備されている」ことを「直接の結果」としている。

「防災備蓄品整備事業、災害対策本部非常用電源設備整備事業」は「平時から危機管理体制が構築されている」ことを「直接の結果」としている。

「直接の結果(短期成果)」により、それぞれに設定している「中期成果」が達成され、最終的には「長期成果(最終成果)」としての「災害に負けない、治安が良く、安心して住めるまち」が達成されるというロジックモデルである。

次に、施策評価シート(2_202)の訂正について説明する。

第1回専門部会で、2ページ「◆現在の課題及び改善を要する事項」の⑤⑥が「どのように施策の中に位置付けて、問題意識を持って取り組んでいくかということ」を内部評価シートの中に記述すること」という御指摘があった。

⑤については、同じ2ページ「◆成果達成状況の要因考察」の「外部環境」に「③土砂法の施行に伴い土砂災害危険区域指定が実施されている」を追記した。このため、「◆現在の課題」⑤の「土砂災害危険区域指定に難色を示す地区住民がいる」が課題となり、「◆今後の方針」⑤の「土地所有者等に土砂災害危険区域指定に理解を求め、防災に対する理解を得られるよう努力する」に繋がる。

⑥については、同じく「◆成果達成状況の要因考察」の「内部要因」に「④災害時等における要援護者への対応方法が明確化されていない」を追記した。このため、「◆現在の課題」⑥の「災害時等における要援護者や障がい者への対応」が課題となり、「◆今後の方針」⑥の「福祉、障がい者担当課と連携して対応することとし、福祉避難所に関わるガイドラインや福祉避難所マニュアルに合わせて第1次収容避難所マニュアルを改訂する」に繋がる。

次に、市内における避難所バリアフリー化進捗状況(2_203)について説明する。市内に全17施設ある第1次収容避難所について聞き取り調査をし、平成20年度から24年度までに実施したバリアフリー化改修工事の件数を記載している。資料のとおり、平成23年の震災前からバリアフリー化の工事は進んでおり、震災以降に特に工事が増えたということはない。なお、平成20年度から24年度の合計工事数「5」の右側に記載しているのは平成19年度以前に既にバリアフリー化が完了している件数。例えば「玄関スロープ」は平成19年度以前に「12件」のバリアフリー化が完了しているため、平成20年度から24年度の「5件」と合せて全17施設のバリアフリー化が完了している。また「全館4件」とあるのは、平成19年度以前の新築または増改築の際に全館のバリアフリー化が完了していた施設。

次に、自主防災組織の防災訓練参加者数(2_204)について説明する。平成20年度の資料がなかったため、21年度から24年度の数値を記載した。各自主防災組織が防災訓練終了後に北上地区消防組合北上消防署に提出した報告書により参加人数を集計した。24年度は参加人数が大幅に減っている。22年度、23年度は地域で大規模な防災訓練が実施されたが、24年度には実施されなかったことによるもの。24年度は行政区単位の比較的少人数による防災訓練が多かったため、参加組織数は増えている。

なお、「自主防災組織の担い手の男女比」が追加質問されていた。自主防災組織の設立時に届け出があるが、自主防災組織の加入者名簿までは提出を求めている。人数は把握しているが、年齢構成や男女比については資料がない。

また、「市民の防災意識に関するアンケートの詳細」が追加質問されていた。これは施策評価シート(2_202)1ページ「◆市民意識調査結果」から引

用したもの。重要度、優先度、改善需要度とも比較的上位である。

【質疑応答】

(委員) 施策評価シート(2_202) 2 ページ「◆成果達成状況の要因考察」の「内部要因」で「ハザードマップの見直し(平成24～25年度で実施中)」とあり、「◆今後の方針」に「④見直したハザードマップを全戸配布する」とある。その現在の進捗状況はどうか。

(担当課) 平成24年度は基礎データ収集を業者に依頼し、地図に落とし込むところまで進んだ。25年度は6月～7月に全16地区を回って、そのデータで間違いないか地域住民から意見聴取をした。また、地域住民が利用しやすいハザードマップになるよう、「字界」も調査して反映させる。現在は聴取した意見等を反映させる修正作業をしている。修正したハザードマップを再び地域住民に提示して意見聴取した後、25年度末までに印刷し、全戸配布する予定。ただし、国でも独自にハザードマップの見直しに着手しており、その完成も25年度末の予定。市のハザードマップは国のデータを基礎としているため、国のデータが更新されると市のハザードマップは古いものになってしまう。市のハザードマップも新しいデータに基づいて作成したいので、新しいデータが入手できるのを待って、市の配布予定を平成26年4月～5月くらいに先延ばししてはどうかという議論を内部でしている。

(委員) 防災行政無線は平成25年度も引き続き地区内の連絡手段として整備を進めるということだったが、同評価シートの3ページ「◆施策を実現するために事務事業が適切に構成されているか」では「②防災行政無線のデジタル化が急務となっている」とある。これは25年度までに防災行政無線をアナログ式で整備したものを、将来的にデジタル式に置き換えていくということか。

(担当課) 北上市では建設部門と水道部門で業務に使用する目的でアナログ無線を所有している。災害時には、これらを防災行政無線として利用させてもらう。国の法改正により、これらをデジタル化する必要がある。第1次収容避難所に配置しているものは別の無線機で、デジタル式を配置している。

(委員) 要援護者への対応は、名簿の作成は福祉課、マニュアル化は消防防災課という役割分担になっているのか。

(担当課) 収容避難所は基本的に消防防災課の担当となるが、要援護者への対応ということでは専門的な知見が必要になるので、ガイドライン作成やマニュアル化は福祉課が担当している。消防防災課も関わって検討を進めている。福祉避難所として平成24年4月に北上市総合福祉センターと江釣子老人健康センター、和賀町総合福祉センターの市内3施設を指定したが、平成24年度は対応マニュアルが未整備だった。24年度からガイドラインとマニュアルの

検討を進めて、25年度は具体的に作成が進んでいる。

(委員) 北上市内で土砂災害危険区域に指定されているのは何カ所か。また、施策評価シート(2_202) 2 ページ「◆現在の課題及び改善を要する事項」に地域住民からは「地価が下がる等の理由」で指定に難色を示される場合があると記載されているが、土砂災害が発生すれば人命に関わることである。

(担当課) 岩手県が調査して指定しているもので、北上市内の平成25年6月現在の指定状況は「急傾斜地崩壊危険区域」67カ所、「土石流危険溪流」20カ所。合計87カ所が指定になっている。

(委員) 指定カ所は、今後さらに増えていくのか。

(担当課) 調査は完了していないので、今後さらに増える可能性がある。

(委員) 自らの所有地の地価が下落することへの懸念も理解できるが、人命に関わることである。危険カ所があるとすれば、指定を促進するべきであろう。仮に地元で指定に反対した場合は、指定は難しいのか。

(担当課) 土砂災害防止法で定められたもので、単純に指定条件が決められている。例えば「急傾斜地崩壊危険区域」の場合は①傾斜度が30度以上②高さが5メートル以上の土地等の具体的な条件が明示されている。昔から人が住んでいる場所であっても、条件に該当する場合は説明会を開催し、御理解いただいたうえで岩手県が指定している。

(部会長) 施策評価シート(2_202) 1 ページ「◆施策の成果達成状況」の「施策における成果の定義」と4つの指標、それとロジックモデル(2_201)の関係について確認したい。ロジックモデル(2_201)によると「総合的な防災対策の推進」は「直接の結果」「中期成果」を経て「長期成果」に結びつけられている。「施策における成果の定義」は「直接の結果」「中期成果」「長期成果」のどの部分に該当するのか。私は「中期成果」に該当するのかと考えたが、それで良いか。

一般的なロジックモデルでは、各事業ごとの成果指標(アウトカム)は「事業の直接の結果」に該当する。「社会に対してインパクトを及ぼすもの」を「長期成果」とし、その中間に「中期成果」を置いている。アウトカムを3つの段階で捉えるものである。この施策評価シートの「施策における成果の定義」の場合、「事業の直接の結果」ではないし、「社会に対してインパクトを及ぼすもの」でもない。ロジックモデル(2_201)では中期成果として5つ挙げられているが、本来はこれに対応する「指標」が並んでいるべきではないか。

(担当課) 「指標」は判りやすさも配慮しているものであり、ロジックモデル(2_201)の中期成果とは必ずしもリンクしていない。

(部会長) 施策評価シート(2_202) 2 ページ「◆成果達成状況の分析」に「単年度

の達成状況」と「最終年度の達成見込み」が記載されている。「単年度」では概ね順調であるにも関わらず、長期的には「やや遅れている」と評価している理由は何か。

(担当課) 同評価シート1ページ「◆施策の成果達成状況」の4つの「指標」により達成状況を評価した。平成25年度の達成目標値と平成24年度の実績値を比較した中間目標の達成率では概ね順調と言える。ただし、平成27年度の実績値を比較対象とした最終目標達成率では「No.1 自主防災組織における防災訓練等の実施率」が38.6%と低迷しており、「やや遅れている」と差を付けて評価した。

(担当政策統括監) 平成25年度の実績値は当然まだ出ていないが、概ね達成できそうな状況であることも考慮している。

(部会長) 目標値の数字の見方について。例えば「No.1 自主防災組織における防災訓練等の実施率」の場合、どのように解釈すればよいか。

(担当課) 基準年度(平成20年度実績)は10%で、これを中間目標(平成25年度目標)の70%にするためには60%アップする必要がある。平成24年度実績は44.7%なので、基準年度に比べて34.7%しかアップしていない。60%を分母、34.7%を分子として中間目標達成率を算出している。

(部会長) 4つの「指標」のうち、中間目標(平成25年度)を達成できそうな「指標」はどれか。

(担当課) 「No.3 地域防災連絡網の整備率」は平成25年度に100%を達成する見込み。

(部会長) 単純に「単年度」の「概ね順調」が積み重なっていくと長期的にも「概ね順調」になるものと考えていたので確認した。

同2ページ「◆成果達成状況の分析」の「単年度の達成状況」は3段階評価で、「最終年度の達成見込み」は4段階評価。何か理由があって差を付けているものか。

(事務局) 特段の理由はない。

(委員) 同評価シート1ページ「◆成果達成状況」の「No.2 避難所看板の設置率」に掲載されている「看板設置避難場所」とは何のことか。

(担当課) 「一時避難所」のことで、建物ではなく公園のような場所。

(委員) この指標について「79%」とあるのはどのように算出したものか。

(担当課) 一次収容避難所数、二次収容避難所数、一時避難所数の合計を分母としている。平成23年の震災後、これまでの収容避難所は一次収容避難所と二次収容避難所に区分し、従来の収容避難所の看板を「一次」「二次」を明示したものに架け替えている。平成23年度・24年度とも架け替えのみで看板新設はしていないので、設置率は79%のまま。

(委員) 「79%」の分母は看板設置避難場所数の48と看板設置収容避難所数の62の

合計であり、実際に看板を設置した数を分子としているという理解で良いか。
(担当課) そのとおり。

(委員) 同じく「No. 4 日ごろから災害に備えて対策を行っている人の割合」について、別資料の市民意識調査でこのような設問があり、このとおりの回答結果だった。成果の定義は「危険区域や避難場所、避難ルートが市民に浸透していること」なので、設問も「危険区域や避難場所、避難ルートを知っていますか」であることが望ましい。市民意識調査の質問項目はどのように決定しているのか。変更できるのであれば、今後変えてはどうか。

(事務局) 「日ごろから災害に備えて対策を行っている人の割合」は、総合計画基本計画において市民意識調査の際にアンケート調査することが決められている項目。市民意識調査の質問項目を増やしたいという需要は多く、アンケート調査の項目は増加傾向にある。質問項目の増加は回答者の負担増に結び付くので、質問項目を増やすことについては苦慮している。

(委員) 同じく「No. 1 自主防災組織における防災訓練等の実施率」について、参加組織数は増えているが、参加者数は減っているという説明だった。参加者数が増えていないのは、やはり問題があるのではないか。

また、防災訓練参加者数調査(2_204)では平成23年度の参加28団体が、24年度は42団体と大幅に増えている。それに対して施策評価シート(2_202) 1ページの「No. 1 自主防災組織における防災訓練等の実施率」では平成23年度43%から24年度44.7%と微増となっている。これは、自主防災組織数(分母)が増えたことによるものか。

(担当課) 防災訓練参加者調査(2_204)を集計するにあたっては、防災訓練を開催したうえで、報告書を提出した訓練の24件分の参加者数を掲載している。自主防災組織が防災訓練を開催するにあたっては、講師派遣等のため事前に北上消防署に防災訓練の届け出が行われている。防災訓練参加者調査(2_204)の平成24年度参加組織数として42件と掲載しているのは、事前の申込数であり、実質的には防災訓練をした件数と同じである。42件と24件の差である18件分については報告書未提出のため、参加者数は不明である。平成23年度の「28件」は、報告書の提出のあった団体数である。

(委員) 参加者数が減少していることについてはどのように分析しているのか。

(担当課) 市民の防災意識は高まっていると考えているが、参加者数はかなり減少している。平成22年度・23年度には1カ所で何百人が参加するような防災訓練が開催されていたが、24年度には多くても190人程度。大規模な防災訓練が開催されていない影響があると考えている。また、防災訓練を実施したにも関わらず報告していないため、参加者数が減少してカウントされている面もあると考えている。

(委員) 同じく「No.1 自主防災組織における防災訓練等の実施率」の基準年度（平成20年度）の数値が「10%」となっている。防災訓練参加者調査(2_204)では「20年度の数値がない」という説明だったが、どのようにして算出したものか。分母と分子の根拠を説明してほしい。

(担当課) 後日、回答する。

(委員) 施策評価シート(2_202) 1 ページ「◆市民意識調査結果」の自由記述欄で「避難所の場所が悪い」という意見がある。今回の見直しで何か改善した点はあるか。

(担当課) 平成23年度に避難所の見直しを実施している。この意識調査は平成24年度に実施しているので、新しい避難所の場所について「場所が悪い」という指摘だと考えている。平成23年度の見直しで、市内16地区の「地区交流センター」を「一次収容避難所」に指定した。「地区交流センター」は必ずしもその地域の中心に立地していないため、「場所が悪い」という意見はあり得る。

(部会長) 施策評価シート(2_202) 2 ページ「◆成果達成状況の要因考察」の「内部要因②ハザードマップの見直し」について、要因を生じさせた問題はどこから生じているのか。第一次収容避難所等の周知が行き届いていないのはなぜか。本来であれば1ページの「指標」の達成状況に何らかの課題があり、それに対して要因考察をするという流れではないのか。

(担当政策統括監) 指標の達成状況に対する説明、という対応関係にはなっていない。市民意識調査で不満の意見が寄せられていることに対して内部要因を考察したもの。

(部会長) この施策評価シートの設計としては、「指標」の達成状況に対して、目標に近づいているのか、乖離しているのか、それは何故なのかと要因考察する流れだったと思われる。同じ内部要因の「④災害時等における要援護者への対応方法」も「指標」とは関連付けがない。論理的な流れが見られない構成になっていることが気になった。

(委員) 「④災害時等における要援護者への対応方法」に対応した「指標」は設定されていることが望ましい。

(部会長) ロジックモデルでは「中期成果」として「高齢者や障がい者などが災害時に安全に避難できる」と明記されている。本来であれば、これに対応した「指標」が設定されているべき。

(事務局) 北上市総合計画基本計画では、「災害時の要援護者の登録者数」が「成果指標」として設定されている。政策体系コード1-4-1「地域で支えあう福祉サービスの仕組みづくり」の「成果指標」として設定されているものを、「総合的な防災対策の推進」でも「再掲」として掲載することになっているも

のである。「再掲」の成果指標が、今回の施策評価シートでは記載していなかった。「再掲」分を記載した施策評価シートをあらためて提出する。

(委員) 災害時の要援護者への対応は福祉課が主担当という話もあったが、消防防災部が取りまとめするということであり、重要な課題なので、ぜひ挙げておいてほしい。

(担当課) 専門的な分野については福祉課が担当となっているが、地域防災計画に関連して消防防災課も関わっていく考えである。

(部会長) 「◆現在の課題及び改善を要する事項」に①から⑥まで箇条書きにされているが、これらはその上の「◆成果達成状況の要因考察」から導き出されているはずである。しかし、「◆現在の課題及び改善を要する事項」で突然、「③防災倉庫の容量の範囲内で……」という話が出てくる。どの項目で、どのような評価をしたことで、「③防災倉庫の容量の範囲内で……」という課題が導き出されているのか。これは日ごろから課題だと思っていたことが、施策評価の論理的な展開と無関係に記載されてしまったのではないか。

同じく3ページに構成事務事業のリストが掲載されている。「婦人消防協力隊連絡協議会運営費補助金」が貢献度「高」と評価されているので、1ページ、2ページに何か記述があるかと思うと、何も記載されていない。なぜ貢献度が高いのか、この事業は何に関連しているのか。

(担当課) 防災意識の啓発は「総合的な防災対策の推進」の中で重要な取り組みであると考えているので、「婦人消防協力隊連絡協議会運営費補助金」は貢献度が高いと評価している。また、災害時にはマンパワーとしても重要である。

(担当政策統括監) 自主防災組織の活性化にも重要な役割を果たしている。

(部会長) 防災には意識啓発が重要だというのは理解できる。「婦人消防協力隊」という組織の構成人数はかなり多いのか。

(担当課) 38組織、隊員約6,400人。

(部会長) 自主防災組織と会員は重複しているのか。

(担当課) ここでは判らない。

(委員) 事務事業評価シートが2枚あるが、これは構成事務事業の中からどのような基準で選んだものなのか。

(事務局) 施策を代表する事務事業ということで選定している。

(委員) 施策評価シート(2_202)の全ての項目に「ハザードマップ」が記載されていることから、防災ハザードマップ等整備事業の貢献度は高そうに思える。貢献度「中」は妥当なのか。

(事務局) 平成24年度ではハザードマップは未完成。平成25年度に完成した後の評価では「高」となるかもしれない。

(部会長) 「自主防災組織支援事業」が貢献度「中」で、「婦人消防協力隊連絡協議

会運営費補助」が「高」と差が付いている。「自主防災組織支援事業」の貢献度が低い理由は何だったのか。

(担当課) 貢献度の評価は、基本的に「高」「中」「低」をそれぞれ1/3ずつ配分することになっている。婦人消防協力隊と自主防災組織を比較した場合、婦人消防協力隊の方が活動内容が充実しており、より高い評価となった。

(委員) 「◆現在の課題及び改善を要する事項」で「③防災倉庫の容量の範囲内で、効率的に防災用品を備蓄する方法の検討が必要」とあるのは、構成事務事業一覧では「防災備蓄品整備事業」のことか。

(担当課) 倉庫に備蓄する中身を購入するのが「防災備蓄品整備事業」である。

(委員) 防災備蓄倉庫は現在2カ所で、3カ所目を建設するとのことだが、防災備蓄品整備事業事務事業評価シート(2_103)では備蓄倉庫18カ所に備蓄すると記載されている。現在2カ所の防災備蓄倉庫と、18カ所の備蓄倉庫は別の施設なのか。

(担当課) 別である。一次収容避難所(地区交流センター)等に設置している18カ所の備蓄倉庫は規模が小さく、必要最低限の備蓄量でしかない。市内2カ所の防災備蓄倉庫は規模が大きく、備蓄量も多い。災害時には防災備蓄倉庫から各一次収容避難所に物資を供給する。

(委員) 防災備蓄品整備事業事務事業評価シート(2_103)では備蓄倉庫18カ所と記載がある。地区交流センターの数より多いようだが、18カ所というのは、市内2カ所の防災備蓄倉庫を含んだ数なのか。

(担当課) 地区交流センター16カ所と北上勤労者体育センター、北上市本庁舎の18カ所であり、2カ所の防災備蓄倉庫は含まれていない。

(委員) 備蓄品整備事業と、防災倉庫建設事業は別の事業という理解でよいか。

(担当課) そのとおり。

(委員) 2カ所の防災備蓄倉庫の備蓄品はどの事業で整備しているのか。

(担当課) 防災備蓄品整備事業である。

(部会長) この案件についての質疑は、以上とする。

(2) 施策②「道路環境の整備」

【担当部説明】

(担当政策統括監) 都市整備部長です。初めに追加資料を説明する。

ロジックモデル(1_201)について。施策「道路環境の整備」は4つの「方向」で構成されている。「道路環境の適正な維持管理」「橋梁の長寿命化」「駐車場の適正な管理運営」「冬期間の交通機能の確保」の4つである。これらの方向に、資料に記載されているとおりの事務事業がぶら下がっている。方向「道路環境の適正な維持管理」「橋梁の長寿命化」「駐車場の適正な管理運

営」を構成している事業の「直接の結果」としては「道路・橋梁、駐車場が適正に維持管理され、安全性・利便性が確保されている」ことを設定している。方向「冬期間の交通機能の確保」の構成事業としては「除排雪業務事業」があり、その「直接の結果」は「適切な除排雪により、交通機能が確保されている」を設定している。これら2つの「直接の結果」により、中期成果「効果的な除雪や道路補修により、安全な道路環境が構築されている」が達成され、長期成果「持続可能な公共サービスが享受できるまち」に繋がるというロジックである。

次に施策評価シート(1_202)について修正カ所を説明する。2ページ「◆現在の課題及び改善を要する事項」の「②」について、除排雪計画について具体的かつ詳細に記載した。

[資料を読み上げた部分は省略]

同じく2ページ「◆今後の方針」の「②」について、除雪に関する部分を修正した。

[資料を読み上げた部分は省略]

次に「平成24年度北上市除排雪計画書」(1_203)について御説明するが、概要を「除排雪見直し内容・結果」(1_209)として配布しているので、こちらで御説明する。

1ページで「現状」とあるのは「平成23年度」を指している。「改善事項」は平成24年度に見直しした事項。平成23年度まで、北上市では路線の区分を特に分けて設定していなかった。平成24年度はこれを見直しして、「第1指定路線（主要幹線市道等）」と「第2指定路線（生活道路等）」に区分し、それぞれで除雪の仕方を変えることにした。

新雪除雪の基準は平成21年度までは降雪量10センチとしていたが、平成21年度の見直しで15センチとした。費用節減を目指した基準見直しだったが、市民の苦情が多かった。特に平成23年度は低温と大雪が重なり、多くの苦情が寄せられた。平成24年度に新設除雪の基準見直しを行い、「第1指定路線」は岩手県基準と同じ「降雪量が5センチを超え、更に降雪が見込まれるとき」とし、「第2指定路線」は「降雪量が概ね10センチを超えたとき」とした。「第1指定路線」については、平成20年度以前に比べても少量の積雪で出動することとした。新雪除雪の完了時間についても「午前7時30分まで」としていたものを「第1指定路線」は午前6時30分、「第2指定路線」は午前7時を目標に除雪することにした。

わだち除雪は、従来は市の指示で事業者が実施することとしていたが、平成24年度の見直しでは事業者の判断で除雪出動できるようにした。吹溜り除雪も同様に、事業者の判断で除雪出動できるようにした。

排雪の実施基準は、従前は1.5メートル程度としていたが、市民の生活の利便性向上に繋がるように1.2メートル等と見直した。

同資料2ページ「道路除排雪受託者の体制強化」について。公共事業の減少により、事業者所有の除雪車は少なくなっているため、標準作業時間を超過する路線が増え、市民からの苦情も増えている。その一方で、事業者の立場からすると、除雪車を所有していても降雪量が少ない年は除雪車の維持費すら捻出できない。経営上リスクが大きいので除雪事業を受託したくないという声がある。24年度は建設業協会と協議して除排雪路線を分割して適正な延長距離に見直した。また、市所有の除雪車を5台増やした。従来は除雪車の稼働した分について事業者に費用を支払っていたが、固定費用である機械の維持管理費を事業者を支払えるようにした。降雪量の変動による経営リスクを低減させるものである。

従来は市職員が除排雪パトロールをするほか、市民からの連絡により現地確認を実施していた。リアルタイムでの情報収集は難しかった。24年度の見直しにより、事業者が担当路線をパトロールして早期情報把握をし、タイムリーな除排雪ができるようにした。

「道路除雪状況管理共有システムの活用」について。従来は除雪の苦情があった場合に、市職員が道路台帳や住宅地図等を参照して現地を特定し、事業者に出動依頼していた。また、事業者の担当区域によって情報が共有されず、隣家までしか除雪されていないという例もあり、苦情の原因になっていた。24年度に「道路除雪状況管理共有システム」を立ち上げた。地図上の路線の表示色を変えて、現在除雪をしている路線は青、まだ除雪していない路線は赤、除雪が完了した路線は緑とそれぞれリアルタイムで表示される。この地図は市のホームページからリンクしているページで公開しており、市民や事業者が自由に閲覧できる。市民は「まだ除雪されていないが、除雪予定」ということが判る。事業者は「自分たちの担当路線のすぐ隣の路線で出動しているならば、自分たちも出動しなければならない」という判断ができる。GPSに対応している訳ではないので、詳細な進捗状況までは判らないが、路線単位で情報提供している。

地域住民参加による道路除排雪の推進について。市単独で全ての除雪をすることは不可能で、住民の協力が必要。23年度以前も取り組んでいたが、24年度から拡充させた。市の除雪車が入れない狭い道路等について地域の農家の皆さんが所有しているトラクターで除雪したような場合を従来は対象としていたが、これを24年度から「置雪」の除雪についても対象とした。また、従来は除雪対象の路線を「この道路」と指定していたが、「あなたのお住まいの近くの、この付近の道路」という「エリア指定」に変更した。これらの

契約の相手方は、従来は個人のみだったが、24年度からは地域の団体も可とした。一日あたりの除雪の上限時間について、従来は1時間としていたので実際の稼働時間が2時間、3時間であっても1時間分しか支払えなかった。24年度からは上限を3時間とした。1時間単価は1,200円で変わらないが、従来は一日に何時間除雪に従事しても1,200円だったものが、3,600円は支払えるようになった。また、除雪作業をしているトラクターが通行中の自動車と接触事故を起こしたような場合の損害賠償保険料の一部を市がお支払できるようにした。

無料貸出に対応するための、狭い道路用の小型除雪機は従来5台しかなかったが、4台増やした。

排雪関係では、特に市街地で排雪ができるように軽トラックの無料貸出制度を新設した。個人や地域の人たちが軽トラックに雪を積んで、排雪場を持って行くという想定。残念ながら、利用回数はあまり多くなかった。ダンプトラックに運転手を付けて地域に無料で派遣する取り組みも行ったが、利用はなかった。周知不足が原因だったと分析している。

次に「平成23～24年度苦情内容」(1_204)について説明する。平成23年度の苦情総数は421件。最も多かったのは「砂利道の補修要望」で、具体的には未舗装の道路を補修してほしいといった内容の苦情で、全体の47%。次に多かったのが「街路樹の管理」で、枝の剪定、アメリカシロヒトリの駆除等の内容で、同19%。3番目に多かったのが「路面に関する苦情」で、道路に穴が開いている、段差が出来ているといった内容で、同14%。24年度も苦情件数の上位は同じような案件だったが、最も多かったのは「街路樹の管理」で同23.7%。次に「路面に関する苦情」で同23%。23年度に最も多かった「砂利道の補修要望」は24年度は6位と減少している。24年度は「側溝に関する苦情」が多く、3位となっている。「側溝が詰まっている」というような内容で、同17.1%。平成22年度以前については、苦情内容ごとの詳細な分析をしていなかった。

次に「平成23～24年度苦情調査（除雪関係）」(1_205)について。平成23年度・24年度についてまとめている。平成24年度最も多かった苦情は「未除雪」で、23年度においても最も多かった。24年度に2番目に多かった苦情は「置雪」で、内容は門口に置かれる雪に関するもの。3番目に多かった苦情は「わだち・圧雪」で、圧雪がわだち状になり危険であるというような内容。23年度は「わだち・圧雪」の苦情が多く、ワースト1位の「未除雪」とほぼ同じ割合だった。23年度までは除雪出動基準が15センチだったことから、積雪量が増えてもなかなか除雪しない。寒さも厳しく、圧雪がわだち状になりやすく、苦情が多かったと分析している。平成23年度に多かった「未除雪」「わ

だち・圧雪」が平成24年度はどちらも割合が低下している。これは除雪出動基準見直しによるものだと分析している。除雪に関する苦情件数自体は、23年度より24年度の方が増加している。さらに見直しし、充実を図っていく考えである。

次に「北上市住民基本台帳登録世帯数」(1_206)について説明する。これは施策評価シート(1_202)1ページ「◆施策の成果達成状況」の指標No.1と2の積算根拠(分母)についての資料である。積算根拠となった各年度末(3月末)の世帯数等について記載している。

次に「掘り返し件数」(1_207)について説明する。上水道、下水道、農業集落排水の各工事による平成20年度から24年度までの掘り返し件数をまとめたもの。上水道関係の工事による掘り返しが多い。これに関連して施策評価シート(1_202)2ページの記述を訂正する。「◆成果達成状況の要因考察」の「外部要因」の「①」で「水道、下水道、農集排工事による掘り返しの増加」と記述しているが、「掘り返し件数」(1_207)を参照すると、掘り返し件数は増加していない。「掘り返しの増加」は「掘り返しの件数が多いこと」に訂正する。なお、上水道の配管更新に伴って掘り返し件数の増加が見込まれており、将来的には掘り返し件数が増加するものと推測している。

次に「東日本大震災による沈下等の損傷箇所数とその後の復旧件数」(1_208)について説明する。施策評価シート(1_202)2ページ「◆成果達成状況の要因考察」の「外部要因」の「①」で「東日本大震災による沈下などにより損傷箇所が多くなっており」と記述していることに関する補足資料である。「パッチング」とあるのは、道路に空いた穴を補修する作業のこと。23年度438件に対して、24年度750件。23年度に実施できなかった補修工事を24年度に実施したことによるもの。「単独工事」は市単独の災害復旧工事。損傷規模が大きく、工事として対応したもの。「補助工事」は国庫補助事業として工事を実施したもの。かなり多くの路線で震災の影響があり、補修工事を実施している。

【質疑応答】

(委員)「事務事業評価シート(道路管理事業)」(1_102)2ページの「補足説明」で「道路状況早期把握体制を構築する必要がある」と記載されている。「道路状況早期把握体制」というのはGPSを活用したシステムのことを指しているのか。

(担当政策統括監) そのとおり。今年度から実施しているが、経費をかけずに市民からGPS付携帯電話で道路損傷情報を市に提供して頂くもの。以前は年間約2,000万円の予算で事業者に委託して実施していたが、今年度は年間約100

万円で運用できるシステムを構築しようとしている。

(委員) 同じく「事務事業評価シート(道路維持補修事業)」(1_103) 2 ページの「補足説明」では「応急復旧業務を拡充する必要がある」と記載されている。これは具体的にどのような内容なのか。

(担当政策統括監) 春になって雪解けした後、凍結した道路がひび割れを起し、穴が陥没することがあり、自動車がパンクすることもある。応急的に穴埋め処置をした後、別途、本格的な補修工事をすることになる。「応急復旧業務」はこれらを指している。

(委員) 「事務事業評価シート(道路維持補修事業)」(1_103) 2 ページの「補足説明」で「平成25年から国の交付金を導入し、修繕事業を拡大する」とあるが、これは施策評価シート(1_202) 2 ページ「◆今後の方針」「①」で「国の交付金を活用して」に対応しているものか。

(担当政策統括監) そのとおり。国土交通省が全国的に実施している「道路ストックの総点検」を活用して点検事業を実施し、それに基づいて補修を実施していく。

(委員) 北上市内には雪捨て場が何カ所あるのか。

(担当政策統括監) 和賀川の河川敷に2カ所ある。

(委員) 軽トラックの無料貸出制度が利用されなかった理由はどのように分析しているか。

(担当政策統括監) ひとつには周知不足。また、除排雪は市役所の業務だという考えの市民が多い。

(委員) 秋田でも同様の事業を実施しているが、同じく利用されていない。地域住民ではトラックに雪を積めないため、トラックを借りても意味がない。

(担当政策統括監) それも理由のひとつと考えている。

(委員) その課題を解決しない限り、トラックの無料貸出をいくらアピールしても利用促進には結びつかないのではないか。

(担当政策統括監) 検証のうえ、抜本的な見直しをしているところである。

(委員) 具体的に見直しをしているのであれば、施策評価シートに記載するべきではないか。

(担当政策統括監) これは24年度施策についての評価である。軽トラックの無料貸出制度をどのように見直しするかについては、まだ具体的に記載できる段階ではない。

(委員) 地域除雪制度は住民主体で実施するという話だと思うが、市内各16地域ごとに実施するということか。

(担当政策統括監) 対象地域は市内全域だが、除雪に使用できるトラクターの所有者は市街地には少ない。実際には未舗装の砂利道が多い農村部で活用される

ものと考えている。

(委員) 除雪の問題は全国どこでも苦勞されていて、苦情がなくなることはないのかもしれないが、24年度に除雪出動基準を見直したにも関わらず苦情件数は減らなかった。先ほどは「未除雪」「わだち・圧雪」の苦情の割合が24年度は減ったという説明だったが、苦情件数で比較すると23年度とあまり変化がない。その一方で、それ以外の内容の苦情が全体的に増加している。しかし、これに対応するための事業者の数は増えていないという説明だった。

(担当政策統括監) 公共事業が減少している、除雪は儲からないといったことから委託業者数は増えていない。

(委員) この問題について、施策評価シート(1_202) 2 ページ「◆今後の方針」としてはどのように考えているのか。

(担当政策統括監) 一つは、ここに記述しているとおり「業者の新規参入等の働きかけ」を行っていく。平成24年度は建設業協会と話し合いを行い、新規参入があった。ただし、その一方で廃業等もあり、全体の件数としては横ばいだった。また、事業者ごとの担当路線の見直しを行い、効率的に除雪が行えるよう事業者と綿密に連携していく。

(委員) 除排雪見直し内容・結果(1_209) 3 ページに平成23年度と24年度の「業者数」と「台数」が掲載され、さらに「全面委託」と「貸与委託」の区分があるが、具体的にはどのようなものか。

(担当政策統括監) 「全面委託」は事業者が除雪機械を自社で所有しているか、あるいは自社でリース物件を借りているもの。「貸与委託」は事業者や団体が市の除雪機械の無償貸与を受けて除雪を実施するもの。

(委員) この資料では、平成23年度と24年度で事業者数はほぼ増減ないが、除雪機械の台数は増えている。

(担当政策統括監) 見直しの一環として、除雪機械の固定費用にも支出できるなど予算面を充実させた。経営上のリスクを減少させるための見直しの効果と、事業者の協力により台数増加に結び付いたと考えている。

(委員) 難しい問題ではあるが、除雪機械の増加には結びついたが、苦情件数は増えてしまった。

(担当政策統括監) 24年度に関しては、積雪量が特に多かったこと、気温が低かったことも苦情件数増加に影響したのと考えている。気候についてはどうなるか判らないが、対応策は進めて行きたい。

(委員) 除雪機械が多く確保できたことは評価したい。

(委員) 北上市除排雪計画書(1_203) 7 ページ「2 除排雪機械の無料貸出 (1) 小型除雪機」については貸出実績はどうか。また、同じく「(2) 軽トラック」の貸出実績はどうか。

(担当政策統括監) 小型除雪機は9台あり、地区交流センターに配置して貸出している。貸出実績数については手持ち資料がないのであらためて回答する。軽トラックについては貸出実績7回と少なかった。

(部会長) 施策「道路環境の整備」は、除雪と道路管理、橋梁長寿命化、放置自転車対策、駐車場管理といくつかの柱がある。しかし施策評価シート(1_202)1ページ「◆施策の成果達成状況」の「指標」を見ると、「道路管理」と「除雪」の指標しかない。「指標」は網羅的に設定すべきものなのか、担当部で絞り込んで設定して良いものなのか。施策「道路環境の整備」の全体を評価するとき、指標が「道路管理」と「除雪」しか見れないということで良いのか。

(担当政策統括監) 総合計画基本計画では、3番目の「指標」として「橋梁長寿命化実施橋梁数」が設定されている。橋梁長寿命化計画に基づいて工事に取り掛かっているところだが、工事が始まっている珊瑚橋と九年橋だけで約20億円を要しており、当初計画より大幅に事業費が膨らんでいる。この影響で珊瑚橋と九年橋以外の橋梁の長寿命化工事は実施年度が大幅に遅れる見込みである。総合計画基本計画では成果達成状況を測る「指標」として「橋梁長寿命化実施橋梁数」を設定していたが、計画の大幅な変更により、達成状況を測るのに妥当な指標とは言えなくなったため施策評価シートへの掲載を取りやめた。

(事務局) 橋梁に関しては計画の大幅な見直しをしなければならないため、今回は道路の管理と維持補修に絞って施策評価シートを作成している。

(部会長) 施策評価シート(1_202)3ページの構成事務事業リストでは橋梁に関する事業がいくつか掲載されている。「橋梁長寿命化修繕事業」は施策への貢献度が「高」と評価されている。これと1ページや2ページはリンクしていないのではないか。

(事務局) 構成事務事業リストには、機械的に対象となる事務事業を掲載している。

(部会長) 3ページの構成事務事業リストには、新規事業は含まれないのか。

(事務局) 平成24年度の施策構成事務事業である。平成24年度の新規事業、という意味であれば掲載されている。

(部会長) 例えば「道路ストック総点検事業」というのは平成24年度の新規事業ではないか。

(事務局) そのとおり。

(部会長) 同じく構成事務事業リストについて。事業区分で「業務」と「政策」に分けられていて、「政策」のみ施策への貢献度を評価しているのは何故か。「道路管理事業」と「道路維持補修事業」はどちらも「業務」に区分されているので、貢献度については評価されていない。しかし、施策の大きな柱の事務

事業ということで評価対象として議論している。

(事務局)「業務」は法令等で実施が義務付けられているものや、施設等の維持補修、管理といった事務事業で、「道路管理事業」「道路維持補修事業」は「業務」に区分している。

(委員)除雪に関しては全ての評価項目で言及されていることでもあり、施策への貢献度は高いものと思われる。

(事務局)「業務」に分類している事務事業は義務的な性格が強いものであるから、貢献度が低いと評価された場合でも、実施しないという選択肢はない。そのため、「業務」に分類している事務事業については貢献度の評価対象から外している。

(委員)「政策」に分類している事務事業の場合は、貢献度が低いと評価されると事務事業を中止する可能性があるのか。

(事務局)ただちに中止するのではないが、可能性としてはそのとおり。

(部会長)義務的なものの中でも、貢献度の優劣や優先度の差はありそうだ。

(委員)ただし、貢献度の優劣に関わらず実施はしなければならない。

(委員)施策評価シート(1_202)2ページ「◆今後の方針」の「①」で「道路ストックの点検」を実施するとある。従来の対症療法的補修ではなく、予防保全的な考え方によるものである。現在は道路だけでなく、公共施設全体についての老朽化対策が全国的に重要視されているが、北上市では何か計画を策定しているのか。

(担当政策統括監)財務部財政課においてインフラ資産マネジメントの策定に今年度から取り組んでいる。

(事務局)初年度は個々の施設について、どこまで工事を進めているかを「施設カルテ」として整理する。全ての「施設カルテ」を整理し、今後の方針を決めていく。先ほど申し上げたとおり、橋梁長寿命化は予算額の規模が大きいので、施設については別に推進していく。

(委員)北上市だけの問題ではないが、大変な課題であると認識している。

(部会長)施策評価シート(1_202)2ページ「成果達成状況の要因考察」の「内部要因①」に「道路舗装等の修繕・補修に要する予算」と記述されているのは、3ページの施策構成事務事業リストのどの事務事業に該当しているのか。

(担当政策統括監)「道路維持補修事業」である。事業費は約1億3,300万円。修繕・補修に関して別の事務事業から支出している部分もゼロではないが、基本的には「道路維持補修事業」。

(部会長)2ページの「内部要因①」に記述されているのは、「道路維持補修事業」の予算額が、少しずつ増額されてきたという意味でよいか。

(担当政策統括監)そのとおり。ただし、「道路維持補修事業」の予算額を増やし

た代わりに、別の事務事業の予算を減額している。

(部会長) 同じく「内部要因①」で「老朽化に対応した抜本的修繕が進んでいない」とあるのはなぜか。

(担当政策統括監) 経営資源が限られており、橋梁長寿命化や道路等の様々な事務事業のどこに重点を置くかということで資源配分している。

(部会長) 「老朽化に対応した抜本的修繕」の優先順位は低いと判断し、実施を後回しにしているというものか。

(担当政策統括監) そのとおり。「道路維持補修事業」は「業務」なので実施しなければならないが、財源としては橋梁長寿命化に重点的に配分する必要がある、道路については早期の補修に対応できていない。

(部会長) この件については、その次の「◆現在の課題及び改善を要する事項」の「①」でも「老朽化に対応した予防保全的修繕が大幅に遅れている」と記載されている。これは何とか解決しなければならない課題。

(担当政策統括監) 国の交付金を使いながら道路ストックの点検を実施している。その結果を踏まえて、社会資本整備総合交付金を導入して予防保全的な修繕に取り組んで行きたいと考えている。

(部会長) 財源については国の交付金があるので、今後は実施できる見通しということか。国の交付金は競争的なもので、必ず下りて来るというものではないが。

(担当政策統括監) そのとおり。計画を提出しても、配分額が見込みより少ない場合もあるし、全く配分されない場合もある。今まで活用することができなかった交付金が使えるようになるので、十分に活用したい。

(担当課) 社会問題になっていることから、国でも安全について重要視し、予算を重点配分しているので活用していきたい。

(部会長) 国の交付金を活用したいということは、他の自治体も考えているはずである。

(部会長) 同じく「◆現在の課題及び改善を要する事項」の「①」で、「低コストで危険箇所を早期に把握できる体制を構築する必要がある」とあるのは何か。

(担当政策統括監) 先ほど御説明した、GPS付携帯電話による情報提供システムのこと。初期経費と運用経費を含めて、今年度は約100万円。来年度以降は運用経費として年間数十万円程度。

(部会長) 同じく「①」で、「街路樹剪定・害虫駆除についても市民要望に応えきれていない」とある。それに対して、「地域や団体との協働による取り組みを推進」とある。先ほどの除雪の件もそうだが、従来、市役所の業務であったものについて、地域で対応できるようにするには様々な困難が伴うだろう。具体的にはどのような方法を考えているか。

(担当政策統括監) 同じく2ページの「◆今後の方針」の「①」で「地域や団体と地域貢献の延長としてアドプト協定締結の推進を図る」と記載している。北上市では、市民と行政の協働ということが一定程度の認知を受けてきているので、積極的に進めていきたい。簡単には実現できないと思われるが、行政としてそのような雰囲気醸成に努めていきたい。

(部会長) アドプト制度自体は、提唱されるようになって久しい。北上市では、アドプト制度の実例はないのか。

(担当政策統括監) 水路の刈り払いについて建設業協会と協定を締結している例がある。また、農林部でも積極的に推進している。これらの取り組みを広げていきたい。

(部会長) そのような取り組みは、3ページの施策構成事務事業リストには含まれているのか。予算の付いている事務事業しか掲載されていないのか。

(担当政策統括監) 予算をかけないように、ということで進めているが、アドプト協定を締結したり、地域と協働していくといったときには、市で機材を提供することも検討していかなければならないと考えている。

(委員) 街路樹の剪定は、どの事務事業に該当するのか。

(担当政策統括監) 「道路管理事業」に含まれている。予算額は約3億3,700万円。

(委員) これは「業務」なので、必ず実施しなければならない。

(担当政策統括監) 市内の全ての街路樹を剪定しているのではないが、毎年実施している。街路樹の本数に対して、剪定本数の割合は少ない。

(部会長) 施策評価シート(1_202)2ページ「◆施策の成果達成状況の要因考察」の「外部環境①」で「道路舗装、側溝の経年劣化が進行している」ために「苦情件数が高い」と記述されている。「経年劣化」が苦情の原因となり得ることは当然考えられるが、これが相関関係にあることを明らかにしている資料はあるか。例えば、「経年劣化」が顕著な地域ほど苦情数が多いという相関関係はあるのか。また、補修工事を実施した地域は苦情数が減少しているのか。「平成23～24年度苦情内容」(1_204)の「砂利道の補修要望」の場合は、平成23年度にしっかり予算を掛けて補修工事を実施したから、24年度は苦情が減少したとも考えられる。経年劣化については、市で施工時期のデータを持っているはずなので、地域ごとの傾向は把握できるのではないか。

(担当政策統括監) 市道の経年劣化は市内全域で課題になっている。市道の総延長は約1,200キロあるが、年度ごとに補修できている路線はごくわずか。整備したことにより、ある特定の地域の苦情件数が減るということはある。また、未舗装の路線を舗装することで市道の総延長は年々延びていくが、その分、補修対象路線も増えることになる。舗装により苦情が減っても、将来的には「補修されていない」という苦情の原因になる。

(部会長) 感覚的な回答で良いが、苦情内容について10年前、20年前と比較して、行政に対する依存度といった視点から変化はあるか。例えば、分権や自治といった「自分たちでやらなければ」という感覚が増えている、あるいは行政に対する依存が増えているという傾向はどうか。

(担当政策統括監) 市の道路管理に関して配分している予算額は減少しているため、従来と同じようなレベルでの維持管理は難しくなっているため、一般論として苦情は増えている。また、「苦情」と「要望」を明確に区分することはできないが、「要望」は増えている。

(部会長) この施策「道路環境の充実」の満足度は、「◆市民意識調査結果」によると29位中、29位で最下位となっている。

(担当政策統括監) 特に除雪に関する不満が多いものと考えている。

(委員) 市民がリアルタイムに除雪状況を閲覧できるシステムや、市民がGPS付携帯電話を使って道路情報を提供するシステム等は市職員がシステム開発をしているのか。

(担当政策統括監) 事業者に委託して、安価に開発してもらっている。

(委員) 最新の情報システムを活用するということと、行政が全てを把握することはできないので市民に通報してもらって、それをまたオープンにするという方法は行政の取り組みとして進んでいると感じた。「IT」「市民参加」というキーワードに合致している。

(担当政策統括監) 市民から情報提供を受けるということは、それに対して何らかの回答が求められる。提供された情報には有益なものだけでなく、有益とは言えないような情報もあるが、同じように調査し、回答している。効率が悪い場合もあるが、即応性を重視している。

(委員) 道路損傷情報についてGPS付携帯電話を使って情報提供してもらったり、除雪状況をインターネットで閲覧できるということは他の自治体でも実施例があるのか。

(担当政策統括監) 道路損傷情報については、岩手県では各土木センターごとに実施している。このシステムを開発したのは北上市内の建設業者。システムの運用経費が高額なので、北上市ではそのまま導入することができない。北上市では、より安価な経費で運用できるよう工夫している。

(部会長) NHKの番組で、アメリカの自治体が同じようなシステムを導入している事例が紹介されていた。北上市の事例は住民参加ということで興味深いですが、情報提供の際は匿名なのか。匿名の場合と、実名で事前登録する場合には提供される情報の質に差が出るのではないか。

(担当政策統括監) 以前、緊急雇用対策事業として約2,000万円の委託料で業者にお願いしたときは、モニターとして登録する場合は実名とした。今回、市で

実施するものは匿名でも可とする。提供された情報の中の有益な部分で対応できればよいと考えている。

(部会長) 仕組みとしては、「いたずら」もあり得る。

(担当政策統括監) まずは、このシステムの普及を優先し、多くの情報提供を頂きたい。将来的に普及し、情報提供件数が増えてきた場合は登録制に移行することもあり得る。

(委員) 秋田市も予算に苦慮している。秋田県内の大学と秋田市がタイアップして、秋田市が期待しているテーマについて卒業研究した場合に成果品の対価として謝金3万円を支払っている。研究は具体的にはアンケート調査やソフトウェア開発など。研究費用は大学負担であり、指導教員が付く。

(部会長) 対応する大学があれば活用できるかもしれない。

3 その他

【事務局】

- ・(10月4日(金)の日程等について説明)